

雇用サービスだより

No.315 石川労働局

9月は「障害者雇用支援月間」です

毎年9月は「障害者雇用支援月間」として、事業主のみならず広く国民の皆様に対して障害者雇用の機運を醸成するとともに、障害者の職業的自立を支援するため、石川県、高齢・障害・求職者雇用支援機構石川支部と協力して、さまざまな取組や啓発活動を展開します。

1 障害者就職面接会の開催

就職を希望する障害者と、障害者雇用を検討する企業を対象とした面接会を開催します。

金沢・津幡・白山	9月25日（金）	石川県地場産業振興センター 本館大ホール
小松・加賀	10月27日（火）	サイエンスヒルズこまつ
七尾	10月14日（水）	矢田郷地区コミュニティセンター

2 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

企業の従業員を対象に、精神・発達障害者の障害特性に触れながら、職場でどのように接していただくかをテーマに講座を開催します。

金沢地区	9月9日（水）	金沢駅西合同庁舎2階 共用第2会議室	定員：35名
小松地区	9月16日（水）	小松日の出合同庁舎6階 共用会議室	定員：20名

問い合わせ先：石川労働局 職業安定部 職業対策課 電話：076-265-4428

「公正採用選考人権啓発推進員」（採用担当責任者等） を対象とした研修会を開催します

- 公正採用選考人権啓発推進員研修会開催日程 ※全会場において、オンライン参加可能です
開催内容およびオンライン参加については、各地区主催のハローワークにおたずねください。

	日 時	会 場	主 催
県央地区	9月4日（金） 14時00分～15時15分	石川県地場産業振興センター 新館 コンベンションホール 金沢市鞍月2丁目20番地	ハローワーク金沢 076-253-3035
	9月9日（水） 14時30分～15時45分	松任文化会館 401研修室 白山市古城町2	ハローワーク白山 076-275-4131
加賀地区	9月8日（火） 14時00分～15時15分	小松市民センター 大ホール 小松市大島町丙42番地3	ハローワーク小松 0761-24-8607
	9月10日（木） 13時30分～14時45分	加賀公共職業安定所（ハローワーク加賀）2階 加賀市大聖寺菅生イ78-3	ハローワーク加賀 0761-72-8609
能登地区	9月9日（水） 13時30分～15時15分	生涯学習センター ラピア鹿島 鹿島郡中能登町井田に部50番地	ハローワーク七尾 0767-52-3255
	9月10日（木） 14時00分～15時30分	奥能登行政センター4階42・43会議室 輪島市三井町洲衛10部11番1	ハローワーク輪島 0768-22-0325

問い合わせ先：石川労働局 職業安定部 職業安定課 電話：076-265-4427

労働者派遣法施行規則等の改正について（令和8年10月1日施行）

派遣労働者の更なる待遇改善を実現するため、令和8年10月1日から労働者派遣法施行規則、派遣元指針、派遣先指針、「同一労働同一賃金ガイドライン」が一部改正されます。
改正内容の詳細は厚生労働省HPをご確認ください。

派遣労働者の同一労働同一賃金

検索

主な改正点

◎ 派遣労働者の待遇に関する説明義務の改善

◆派遣労働者の雇入れ時や派遣時における明示事項として、新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が必要となります。（労働者派遣法施行規則第25条の16）

【待遇決定方式別の雇入れ時や派遣時における明示書への記載例】

派遣先均等・ 均衡方式	派遣労働者は、派遣元に対し、派遣先の通常の労働者との間の待遇の相違（内容・理由）等について説明を求めることができる。 派遣元（部署）（役職）（氏名）（連絡先）
労使協定方式	派遣労働者は、派遣元に対し、 （１）協定により賃金等の待遇が決定されていることを含め、労働者派遣法に定める待遇の確保に関する決定をするに当たって考慮した事項 （２）派遣先の実施する教育訓練及び派遣先が利用の機会を与える福利厚生施設に関して、派遣先の通常の労働者との待遇の相違（内容・理由） について説明を求めることができる。 派遣元（部署）（役職）（氏名）（連絡先）

※派遣労働者から説明を求められた場合の説明方法については、派遣元指針（第2の9）をご参照ください。

◎ 公正な評価による待遇改善の促進

◆派遣元事業所においては、派遣労働者の職務の成果等の評価、教育訓練及びキャリアコンサルティングの実施並びに就業機会の確保及び提供に当たって、その職務の成果等の向上により派遣労働者の待遇が改善するよう、次の事項に留意ください。（派遣元指針第2の8（6））

- イ 派遣先に協力を求めつつ、派遣労働者の業務の遂行状況等を把握し、労働者派遣契約の更新の機会等の適切な時機に職務の成果等の評価を行うこと。
- ロ 派遣労働者に対しキャリアコンサルティングを受けることを勧奨することが望ましいこと。また、キャリアコンサルティングの実施結果等を踏まえ、教育訓練を実施し、就業の機会を提供する等、各措置が派遣労働者の希望に応じて総合的に実施されるよう努めること。
- ハ イ及びロの取組を継続的に実施することによって、派遣労働者の希望する働き方の実現と待遇の改善に向けた好循環を生み出すことが重要であること。

◎ 派遣先指針への追加事項

◆派遣先は、派遣元事業主からの求めに応じ、派遣労働者の職務の評価等に協力するよう配慮しなければならないとされているところ、その例として、派遣労働者の業務の遂行状況の情報を提供することが示されました。（派遣先指針第2の9）

◆派遣先は、派遣先が設置・運営し、派遣先の労働者が通常利用している物品販売所、病院、診療所などの施設の利用に関する便宜の供与の措置を講ずるよう配慮しなければならないとされているところ、これらの施設に「駐車場」が追加されました。（派遣先指針第2の9）

◎ 同一労働同一賃金ガイドラインの改正

◆どのような待遇差が不合理と認められるか等、考え方や具体例を示している「同一労働同一賃金ガイドライン」について、裁判例を踏まえ、改正がなされました。

労働者派遣法第26条第11項により、派遣先には派遣料金について配慮義務が定められております。派遣労働者の公正な待遇を確保できるよう、派遣料金について配慮をお願いします。
また、構造的な賃上げを実現するため、内閣官房および公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が策定されています。

高校生の採用選考開始は9月16日からです

学校からの生徒の推薦開始は、9月5日（土）以降

高校から応募書類が届きましたら、すぐに選考日時等を学校及び生徒本人へ通知してください。

採用選考開始及び採用内定開始は、9月16日（水）以降

採用選考実施後、採否の結果を速やかに学校及び生徒本人へ通知してください。

また、「新規高等学校卒業者の採用状況報告書」の提出または石川労働局ホームページ「新規高等学校卒業者の採用状況報告フォーム」により、求人申込手続を行ったハローワークに対して採用・募集状況をご連絡ください。

公正な採用選考の実施

◇応募者の適性と能力に基づいた“公正な採用選考”をお願いします。

◇採用選考時に本人に責任のない事項を把握することや、身元調査を行うこと等は、就職差別につながるおそれがあることを十分認識する必要があります。

◇応募書類は「全国高等学校統一用紙」を使用しましょう。

面接等の採用選考では、『本籍地』や『家族の状況』並びに、『家族の職業』などの本人に責任のない事柄や、『愛読書（どんな本を読んでいますか）』などの本来自由であるべきことに関わる事柄について、質問することは不適切です。

面接等の採用選考を行う雇用主の皆さんには、企業の社会的責務として、「就職差別をしない」ということから、さらに「差別をなくす」という方向へ、一層の積極的な取り組みをお願いします。



原則として、常時使用する従業員数30人以上の事業所には「公正採用選考人権啓発推進員」の選任をお願いしています。

問い合わせ先：石川労働局 職業安定部 職業安定課 電話：076-265-4427



労働局・ハローワーク通信

「高校生を対象とした企業ガイダンス2026」を開催しました



石川労働局は、石川県、石川県教育委員会及びいしかわ就職・定住総合サポートセンターと共催で、就職を希望する高校生に対し県内企業が仕事内容や魅力をPRする「高校生を対象とした企業ガイダンス2026」を開催しました。

- 開催日 令和8年7月11日（土）
- 会場 石川県産業展示館4号館
- 参加生徒等 2,170名（生徒2,007名、保護者163名）
- 参加企業 318社

「日産部品北陸株式会社」をユースエール企業に認定しました



石川労働局は、若者の採用・育成に積極的で若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業であるとして、日産部品北陸販売株式会社（金沢市）を若者雇用促進法に基づくユースエール認定企業として認定するとともに、令和8年7月27日、石川労働局において認定通知書を交付しました。

☆ユースエール認定制度について☆

「ユースエール認定制度」とは若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を「若者雇用促進法」に基づき、厚生労働大臣が認定する制度です。認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。



管内労働市場のうごき（令和8年6月分）

6月の窓

有効求人倍率
(季節調整値)

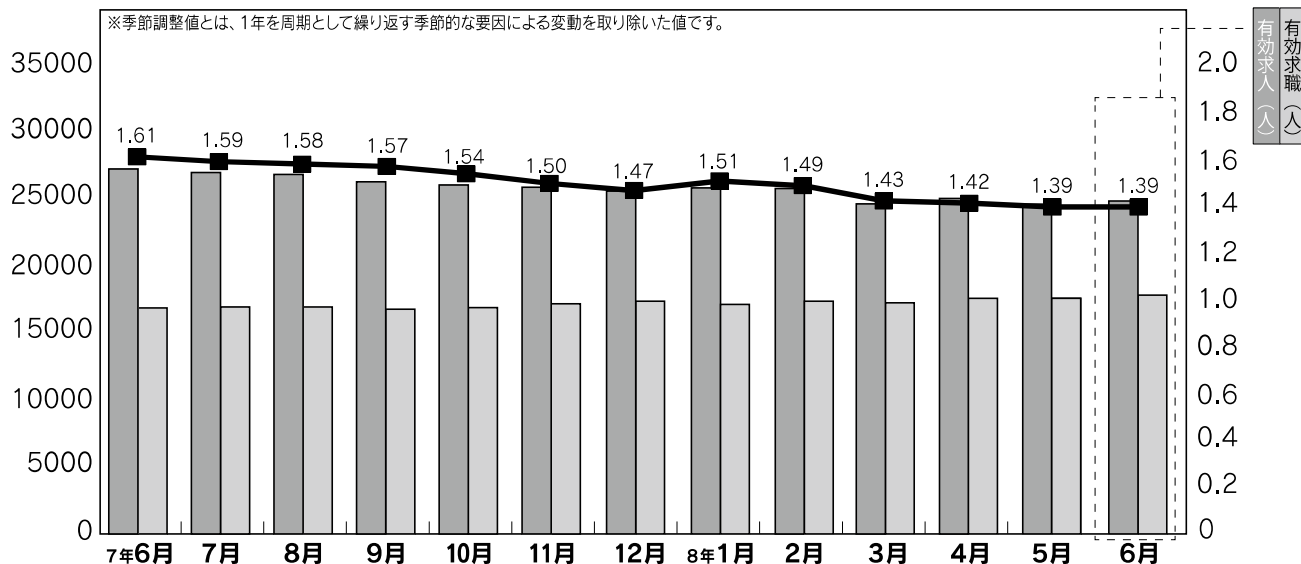
1.39倍

正社員
有効求人倍率

1.26倍

～求人される皆様へ～
正社員求人を
お願いします！

有効求人倍率（季節調整値）の推移



有効求人人数	27,428	27,158	27,026	26,475	26,231	26,048	25,766	26,008	26,005	24,783	25,178	24,683	24,912
有効求職者数	16,984	17,072	17,058	16,892	17,015	17,313	17,506	17,260	17,484	17,376	17,683	17,694	17,909

◎令和7年12月以前の季節調整値は、新季節指数により改定されています。

◎6月の有効求人人数(季節調整値)は前月と比べて0.9%増加し、有効求職者数(季節調整値)は1.2%増加したため、有効求人倍率は1.39倍となり、前月と同水準でした。

また、正社員有効求人倍率(原数値)は1.26倍となり、前年同月と比べて0.17ポイント低下しました。

●新規求人の動向

区 分	7年度	8年6月	前年同月比
合 計	108,823	8,610	▲9.7
建 設 業	10,301	832	▲2.3
製 造 業	12,527	1,095	▲0.8
食料品、飲料	2,406	145	▲19.0
繊維工業	1,843	189	▲10.8
はん用機械器具	1,190	79	▲15.1
生産用機械器具	1,301	125	48.8
業務用機械器具	66	4	100.0
運 輸 業、郵 便 業	6,184	474	▲14.1
卸 売 業、小 売 業	20,530	1,670	▲11.6
宿泊業、飲食サービス業	9,492	938	▲13.7
医 療、福 祉	22,859	1,627	▲12.8
サ ー ビ ス 業	10,994	899	▲2.8

(注)1 パートタイムを含む。
(注)2 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表準したもの。
(注)3 令和6年4月以降の前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

●職業別有効求人倍率（常用）

令和8年6月

区 分		有効求人 (人)	有効求職 (人)	有効求人倍率 (倍)
合 計		23,252	18,681	1.24
職 業 別	管 理 的 職 業	64	33	1.94
	専門的・技術的職業	4,473	2,485	1.80
	事 務 的 職 業	2,128	4,423	0.48
	販 売 の 職 業	3,354	982	3.42
	サ ー ビ ス の 職 業	4,693	1,897	2.47
	保 安 の 職 業	856	171	5.01
	農 林 漁 業 の 職 業	179	125	1.43
	生 産 工 程 の 職 業	2,834	1,515	1.87
	輸送・機械運転の職業	1,212	540	2.24
	建 設・採 掘 の 職 業	1,345	260	5.17
	運搬・清掃・包装等の職業	2,114	3,053	0.69
	分 類 不 能 の 職 業	0	3,197	0.00

(注) 常用的パートを含み、臨時・季節を除く。

雇用サービスだより（毎月1回発行）

編集発行 石川労働局職業安定部

〒920-0024 金沢市西念3丁目4番1号
金沢駅西合同庁舎5階
(平日 8時30分～17時15分)

職 業 安 定 課：TEL 076-265-4427
需 給 調 整 事 業 室：TEL 076-265-4435
職 業 対 策 課：TEL 076-265-4428
訓 練 課：TEL 076-200-8437

石川労働局ホームページへ

<https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/>

石川労働局HP



リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。